

救急外来受診時は 初診時の特別料金7,700円 が診療費とは別にかかります 【歯科の場合5,500円となります】

救急外来受診時に厚生労働省の通知に基づき、患者さんには、**診療費とは別に【初診時の特別料金】**をご負担頂きます。

- ①～④に該当する場合は初診時の特別料金をいただきません
- ①救急搬送された患者さん
 - ②当院の【小児救急夜間当番時】に受診した場合
(小児は中学3年生まで、15歳の高校1年生は該当しません)
(19時～23時は、福井県こども急患センターを受診ください)
 - ③受診後に入院となるような患者さん
 - ④他の医療機関から紹介された患者さん

症状の相談は下記に相談ください

- ・ 普段通院している
【かかりつけ医】
- ・ 福井県が開設している
7 1 1 9 【おとなの救急医療電話相談】
8 0 0 0 【子ども救急医療電話相談】